

第 2 章 防 災 組 織

第 1 節 防災組織の整備

防災関係機関等は、所掌する防災に関する事務又は業務を迅速・的確に処理することができるよう、それぞれの組織体制の充実・強化を図るとともに、相互に協力して総合的防災体制の確立に努めるものとする。

法に基づき、防災関係機関等に設置が義務付けられ、又は設置するよう努めることとされた防災に関する組織は次のとおりである。

- 1 防災本部
- 2 現地防災本部
- 3 自衛防災組織
- 4 共同防災組織
- 5 防災協議会

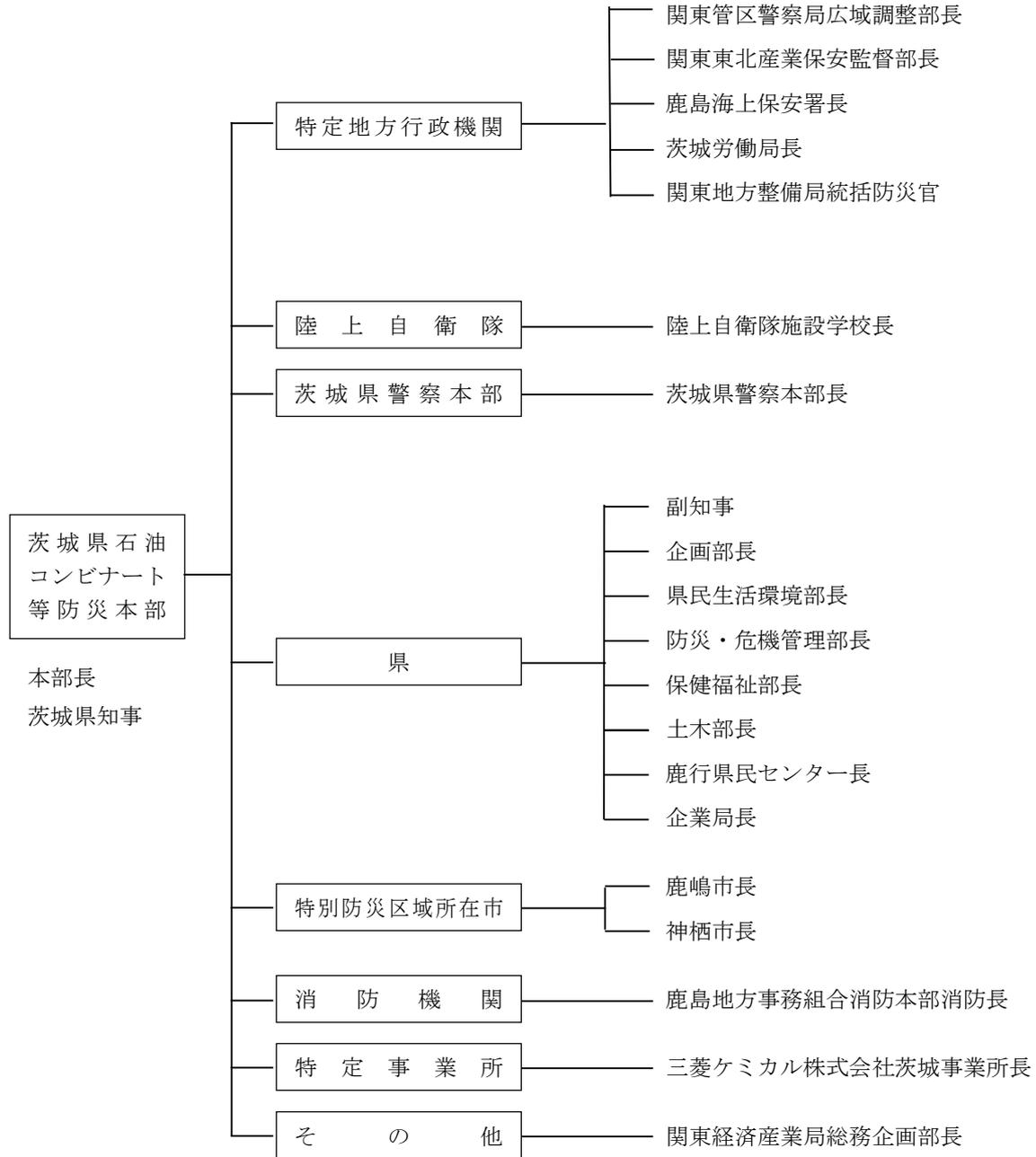
第 2 節 茨城県石油コンビナート等防災本部

防災本部は、特別防災区域における防災全般をつかさどる総合的防災組織である。

第 1 事務

- 1 防災計画の作成及びその実施の推進
- 2 防災に関する調査研究の推進
- 3 防災に関する情報の収集及び伝達
- 4 災害が発生した場合における防災関係機関等が防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整
- 5 現地防災本部に対する災害応急対策の実施に関する必要な指示
- 6 災害が発生した場合における国の行政機関及び他の都道府県との連絡
- 7 その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の推進

第2 組織



第3節 茨城県石油コンビナート等現地防災本部

特別防災区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が特に必要があると認めるときは、関係市役所等適切な箇所に現地防災本部を設置する。

第1 事務

- 1 災害に関する情報の収集及び伝達
- 2 災害応急対策及び災害復旧に関する連絡調整
- 3 その他本部長から特に指示された事項

第2 組織

- 1 現地本部長は、特別防災区域を管轄する鹿嶋市長又は神栖市長のうちから本部長が指名するものとする。
- 2 現地本部員は、災害の規模・態様に応じ本部員のうちから本部長が指名するものとする。

第4節 県及び特別防災区域所在市（鹿嶋市・神栖市）

県及び鹿嶋市・神栖市は、特別防災区域に係る防災対策上所掌する事務又は業務を遂行するため、必要な組織を整備し、職員の配置及び事務の分担を明確にしておくものとする。

第5節 特定事業所の防災組織

第1 自衛防災組織

特定事業者は、災害の防止について第一次的責務を有する。このため、法第16条の規定に基づき自衛防災組織を整備するとともに、防災管理者及び防災要員を置き、防災資機材等を充実して万全の自衛措置を講ずるものとする。

なお、組織の整備にあたっては、事業所の実態に即して災害想定を行い、指揮命令系統及び任務、活動基準を明確にし、特に夜間、休日等の連絡、活動体制を確立する。

第2 共同防災組織

特定事業者は、共同防災組織を設置して防災対策を講ずることが有効かつ適切と認めるときは、区域の実情に応じた共同防災組織を設置し、常にその整備強化に努めるものとする。

東部地区においては、鹿島東部コンビナート保安対策連絡協議会を母体として昭和52年4月1日、共同防災組織を設置した。

第3 広域共同防災組織

2以上の特別防災区域にわたる区域（政令第22条別表3）において、直径が34m以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクを持つ特定事業者は、共同防災組織を設置して防災対策を講ずることが有効かつ適切と認めるときは、区域の事情に応じた広域共同防災組織を設置し、常にその整備強化に努めるものとする。

鹿島臨海地区特別防災区域（該当する特定事業所：日本製鉄(株)東日本製鉄所、(株)JERA鹿島火力発電所、

三菱ケミカル(株)茨城事業所、鹿島石油(株)鹿島製油所及び原油タンク地区)においては、福島県の広野地区、いわき地区の特別防災区域に該当する特定事業所(該当する事業所:(株)J E R A広野火力発電所、小名浜石油(株)及び常磐共同火力(株)勿来発電所)とともに平成20年11月30日、常磐地区広域共同防災組織を設置した。

第4 各地区防災協議会等

特別防災区域においては、昭和53年1月1日に設置された法第22条の規定に基づく防災協議会のほか、地区ごとに防災協議会が設置されている。(資料編 第1-4参照)

また、このほか、鹿島港及びその周辺海域における海上災害の防災活動を目的とした鹿島港災害対策協議会(昭和50年1月20日設置、以下「港災協」という。)並びに鹿島臨海地区特別防災区域及び鹿島港湾における防災体制の確保と災害時の相互連絡体制の強化を図ることを目的とした鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域無線連絡協議会(昭和60年4月18日設置、「以下鹿島特災無線協」という。)が設置されている。

なお、大規模な流出油災害に対しては、茨城県沿岸排出油等防除協議会(平成9年6月26日設置)を活用し、対策にあたるものとする。

(注) 各地区協議会

1 名称

- (1) 高松地区防災協議会(昭和50年8月12日設置、以下「高松防災協」という。)
- (2) 鹿島東部コンビナート保安対策連絡協議会(昭和44年12月17日設置、以下「東部保対協」という。)
- (3) 鹿島西部地区保安対策協議会(昭和49年4月1日設置、以下「西部保対協」という。)

2 業務

- (1) 特別防災区域の災害発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成
- (2) 災害発生又は拡大の防止に関する技術の共同研究
- (3) 特定事業所の職員に対する災害の発生又は拡大の防止に関する教育の共同実施
- (4) 共同防災訓練の実施

第6節 相互応援体制

防災関係機関等は、常に密接な連携を保ち、相互協力に基づく応援体制の確立に努め、災害時における円滑、適切な応急対策を講ずるものとする。

第1 防災関係機関間における相互応援体制

1 鹿島海上保安署と鹿島地方事務組合消防本部との相互応援体制

鹿島港港域における船舶火災について消火活動または火災予防活動を効果的に行うため、協定を締結して相互応援体制を確立するよう努めるものとする。(昭和46年3月協定締結)

2 鹿島地方事務組合消防本部と他市町村間における相互応援体制

鹿島地方事務組合消防本部は、特別防災区域に係る大規模災害に備え、他市町村と協定を締結して応援要請の体制を確立するよう努めるものとする。

(注) ・銚子市と「消防相互応援協定」を締結。(昭和45年4月)

- ・香取広域市町村圏事務組合と「消防相互応援協定」を締結。（平成18年8月）
- ・鹿行広域事務組合と「消防相互応援協定」を締結。（平成28年3月）

3 市町村間における相互応援体制

鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域を管轄する市町村及び隣接市町村は、不測の災害に対処するため、相互応援体制を確立するよう努めるものとする。

(注) 鹿島地方事務組合消防本部を構成している旧大野村、旧鹿島町、旧神栖町及び旧波崎町間において「鹿島南部地区広域消防相互応援協定」を締結。（昭和54年4月）

4 関係都県間における相互応援体制

県は、災害時における関係都県間の相互応援体制を確立するよう努めるものとする。

(注) 関係都県間（1都9県）において「震災時等の相互応援に関する協定」を締結。（昭和52年6月）

第2 特定事業者間における相互応援体制

特定事業者等は、事業者間における災害予防及び防災時の応援協力の円滑化を図るため協定を締結し、相互応援体制の強化に努めるものとする。

(注) 各地域の現状は次のとおりである。

1 高松地区

高松防災協の構成事業所（15社）間において「消防防災援助協定」を締結。（平成31年4月）

2 東部地区

東部保対協の構成事業所（23社）間において「災害時における相互応援協定」を締結。（平成31年4月）

3 西部地区

西部保対協の構成事業所（35社）間において「災害時における相互応援協定」を締結。（平成30年3月）

4 三地区の相互応援協定

高松、東部、西部の各地区防災協議会は、災害が発生した場合に協力し被害の軽減を図るため「鹿島臨海工業地帯3地区の消防に関する相互応援協定」を締結。（平成7年9月）

5 鹿島港

港災協の構成事業所間において「鹿島港海上災害時における相互応援協定」を締結。（昭和50年1月）